

長野工業高等専門学校外国人留学生規則

(目的)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第53条第2項の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）に関する必要な事項を定める。

(入学)

第2条 留学生は、学則第16条、第17条第1項及び第18条の規定にかかわらず、選考のうえ相当学年に入学させるものとする。

(教育課程)

第3条 留学生の第3学年までにおける教育課程は、専門科目の履修を容易にするため、日本語その他基礎学力を養うことを考慮し、特別に編成するものとする。

2 第4学年及び第5学年の教育課程は、原則として学則に定める授業科目により編成する。

(留学生指導教員)

第4条 留学生の学習及び生活に関して、主事及び留学生統括教員と連携して一貫した指導を行うため、留学生指導教員を置く。

2 留学生指導教員は、当該留学生の学級担任をもって充てる。

(チューター)

第5条 留学生の生活に関して必要な助言等を行うため、チューターを置く。

2 チューターは、学生の中から校長が委嘱する。

3 チューターに関し必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第6条 留学生に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 長野工業高等専門学校外国人留学生規程（平成9年3月31日施行）は、廃止する。